

議案第39号

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を、次のように制定する。

平成26年 9 月18日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準
 - 第1節 利用定員に関する基準（第3条）
 - 第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）
 - 第3節 特例施設型給付費に関する基準（第33条・第34条）
- 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準
 - 第1節 利用定員に関する基準（第35条）
 - 第2節 運営に関する基準（第36条—第48条）
 - 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第49条・第50条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- （2） 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- （3） 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。
- （4） 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- （5） 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。

- (6) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (7) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- (8) 支給認定の変更の認定の申請 法第23条第1項に規定する支給認定の変更の認定を申請することをいう。
- (9) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (10) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (11) 施設型給付費 法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。
- (12) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- (13) 特例施設型給付費 法第28条第1項に規定する特例施設型給付費をいう。
- (14) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
- (15) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。
- (16) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (17) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
- (18) 地域型保育給付費 法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。
- (19) 特例地域型保育給付費 法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費をいう。

- (20) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。
- (21) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。
- (22) 特定教育・保育等 法第59条第3号に規定する特定教育・保育等をいう。
- (23) 特定保育所 法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。
- (24) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (25) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (26) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (27) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (28) 共済組合等 児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。
- (29) 共済組合等の構成員 児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。
- (30) 保育所 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）をいう。
- (31) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）をいう。
- (32) 幼保連携型認定こども園 認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

- (33) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 認定こども園法第10条第1項に規定する教育及び保育の内容に関する事項をいう。
- (34) 幼稚園教育要領 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条に規定する幼稚園教育要領をいう。
- (35) 小規模保育事業A型 守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年守口市条例第 号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）第25条に規定する小規模保育事業A型をいう。
- (36) 小規模保育事業B型 家庭的保育事業等基準条例第25条に規定する小規模保育事業B型をいう。
- (37) 小規模保育事業C型 家庭的保育事業等基準条例第25条に規定する小規模保育事業C型をいう。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第3条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）の利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）は、20人以上とする。

2 市長は、特定教育・保育施設につき、次の各号に掲げるその区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとにその定員を定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分、同項第3号に掲げる小学校就学前子どもであって満1歳未満であるものの区分及び同号に掲げる小学校就学前子どもであって満1歳以上であるものの区分

第2節 運営に関する基準

（重要事項等の説明及び同意）

第4条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の利用の申込みの承諾に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第18条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。

(1) 電子情報処理組織（特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を

もって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(利用の申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第5条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2

号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要な事由等を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるような選考の方法を定めて、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、前2項に規定する方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考しなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育又は保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第6条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(支給認定の申請に係る援助)

第7条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助に努めなければならない。

(支給認定子どもの心身の状況等の把握)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第9条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際し、その提供を受けていた支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育若しくは保育との円滑な接続に資するよう、当該支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、他の特定教育・保育施設等その他の機関等との密接な連携に努めなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を出席簿その他の書類に記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育を提供したときは、支給認定保護者から当該特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号の規定により市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号の規定により市が定める額とする。))をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領をしないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に

要した費用の額を超えるときは、現に当該特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、現に当該特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、現に当該特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項に規定する費用の支払のほか、特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育の提供に当たって、当該特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育のうちその質の向上を図る上で特に必要であると認められるものの対価について、当該特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を、支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項に規定する費用の支払のほか、特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育につき提供する便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を、支給認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限り、同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除く。)
- (4) 通園又は通所に係る便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育につき提供する便宜に要する費用のうち、

特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

- 5 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から、前各項に規定する費用の支払を受けたときは、当該支給認定保護者に対し、当該支払に係る領収証書を交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項に規定する費用の支払を求めるときは、あらかじめ、その用途及び額並びに支給認定保護者に費用の支払を求める理由について書面により明らかにし、及び支給認定保護者に対して説明を行うとともに、第3項に規定する費用の支払については書面による同意を得なければならない。
(施設型給付費等の額に係る通知等)

第12条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領をしない特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を、支給認定保護者に対し交付しなければならない。
(特定教育・保育の取扱方針)

第13条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領
- (2) 認定こども園 (認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたも

のに限る。) 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領

(4) 保育所 第2号に規定する厚生労働大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第14条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、その提供する特定教育・保育の質に関し、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定子どもの支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第15条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその支給認定保護者に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第16条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っている際に支給認定子どもに体調の急変が生じたときその他必要なときは、直ちに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する市長への通知)

第17条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの支給認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、その旨を市長に通知しなければならない。

(特定教育・保育施設の運営規程)

第18条 特定教育・保育施設は、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。）及び時間
- (5) 支給認定保護者が支払うべき利用者負担その他の費用の種類、額及び支払を求める理由
- (6) 第3条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第5条第2項及び第3項に規定する方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待等の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第19条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第20条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(特定教育・保育施設の選択に資すると認められる事項の掲示)

第21条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、第18条に規定する規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第22条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用の負担の有無によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第23条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 支給認定子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 支給認定子どもにわいせつな行為をすること又は支給認定子どもをしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 支給認定子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の支給認定子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 支給認定子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の支給認定子どもによる前3号に掲げる行為の放置その他特定教育・保育施設の職員としての業務を著しく怠ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為を行うこと。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第24条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（秘密保持等）

第25条 特定教育・保育施設の管理者及び職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、その管理者又は職員であった者が、前項の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等その他の機関等に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書によりその支給認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第26条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもの支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について、虚偽の又は誇大な広告をしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第27条 特定教育・保育施設は、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はそれらの職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することに関し、財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はそれらの職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することに関し、財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

第28条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又はその家族からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(地域社会との連携)

第29条 特定教育・保育施設は、運営を行うに当たり、地域社会と密接に連携しなければならない。

(事故の発生の防止等)

第30条 特定教育・保育施設は、事故の発生を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応等に係る指針を定めること。

(2) 事故又は事故に至る危険性があると認めるに足りる事実が発生した場合において、当該事故又は事実を報告し、及び当該事故又は事実の分析に基づく改善策を周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故の発生の防止の方法等につき検討する会議体を設置し、定期的に会議を実施すること。

(4) 職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関し事故が発生したときは、直ちに当該支給認定子どもの家族、市等に報告を行うとともに、当該支給認定子どもの生命又は身体の安全の確保のために必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び同項の措置について記録しなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第13条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 第10条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 第17条に規定する市長への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び措置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第33条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合における、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数の総数は、第3条第2項第3号に定める区分の利用定員を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育に特別利用保育を含むものとして、この章（第5条第3項及び第6条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第5条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同号又は同項第2号」とする。

（特別利用教育の基準）

第34条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合における、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数の総数は、第3条第2項第2号に定める区分の利用定員を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章（第5条第3項及び第6条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第5条第2項中「法第19条第1項第1号」とあるのは「法第19条第1項第2号」と、第11条第4項第3号中「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限り、同項第3号」とあるのは「法第19条第1項第3号」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第35条 特定地域型保育事業である家庭的保育事業にあつてはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）を5人以下とし、小規模保育事業A型

及び小規模保育事業B型にあつてはその利用定員を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型にあつてはその利用定員を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員を1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等基準条例第36条の規定を踏まえ、その事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等に係るものにあつては共済組合等の構成員の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳未満の小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（重要事項等の説明及び同意）

- 第36条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の利用の申込みの承諾に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第40条第1項に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項及び第44条に規定する運営規程の概要を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（利用の申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第37条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要な事由等を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるような選考の方法を定めて、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考しなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な保育を提供することが困難である場合は、第40条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(支給認定子どもの心身の状況等の把握)

第39条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第40条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施されるとともに、必要な教育及び保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談又は助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 特定地域型保育事業者の必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。
- (3) 特定地域型保育事業者による、支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第35条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。）に対する特定地域型保育の提供を終了する場合において、その支給認定保護者の希望に基づき、当該連携施設において教育及び保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等基準条例第33条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設その他の市長の指定する施設を適切に確保しなければならない。

3 事業所内保育事業を行う者であって、第35条第2項の利用定員が20人以上のものについては、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育及び保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等その他の機関等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第48条において準用する第12条において同じ。）を提供したときは、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号の規定により市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号の規定により市が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領をしないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、現に当該特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該

特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 3 特定地域型保育事業者は、前2項に規定する費用の支払のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育のうちその質の向上を図る上で特に必要であると認められるものの対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項に規定する費用の支払のほか、特定地域型保育につき提供する便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 通所に係る便宜に要する費用
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育につき提供する便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項に規定する費用の支払を受けたときは、当該支給認定保護者に対し、当該支払に係る領収証書を交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項に規定する費用の支払を求めるときは、あらかじめ、その用途及び額並びに支給認定保護者に費用の支払を求める理由について書面により明らかにし、及び支給認定保護者に対して説明を行うとともに、第3項に規定する費用の支払については書面による同意を得なければならない。
(特定地域型保育の取扱方針)

第42条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に

留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第43条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、その提供する特定地域型保育の質に関し定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(特定地域型保育事業の運営規程)

第44条 特定地域型保育事業者は、その特定地域型保育事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間
- (5) 支給認定保護者が支払うべき利用者負担その他の費用の種類、額及び支払を求める理由
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第37条第2項に規定する方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待等の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第45条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、その特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、その特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第46条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第47条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第42条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画

(2) 次条において準用する第10条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 次条において準用する第17条に規定する市長への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第30条第3項に規定する事故の状況及び措置についての記録

(準用)

第48条 第7条、第9条、第10条、第12条、第15条から第17条まで、第21条から第23条まで及び第25条から第31条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」と、「特定保育・教育」とあるのは「特定地域型保育」と、第12条第1項中「施設型給付費及び特例施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費」と、第21条中「第18条に規定する規程」とあるのは「第44条に規定する規程」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第49条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合における、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の数の総数は、第35条第2項の利用定員を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第37条第2項及び第38条第2項を除く。）の規定を適用する。

(特定利用地域型保育の基準)

第50条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域

型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合における、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の数の総数は、第35条第2項の利用定員を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、法の施行の日から施行する。
（特定保育所に関する特例）
- 2 特定保育所が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第5条及び第6条の規定は適用しないものとし、第11条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（当該特定教育・保育施設」とあるのは「（当該特定教育・保育施設」と、「額とする。））」とあるのは「額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号」とあるのは「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第3条第1項の規定による読替え後の法第28条第2項第1号」と、同条第3項中「支払を」とあるのは「支払を、市の同意を得て」と、第17条中「施設型給付費の支給」とあるのは「法附則第6条第1項に規定する委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供」とする。

3 特定保育所は、市が法第24条第1項の規定により行うべき保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(施設型給付費及び特例施設型給付費に関する経過措置)

4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第11条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イの規定により市が定める額」と、「法第28条第2項第2号」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、現に当該特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、現に当該特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に要した費用の額)及び同号ロの規定により市が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、現に当該特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、現に当該特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)の規定により市が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

(地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費に関する経過措置)

5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第41条第1項中「法第3

0条第2項第2号」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)の規定により市が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。

（小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置）

- 6 小規模保育事業C型の利用定員については、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第35条第1項中「10人以下」とあるのは「15人以下」とする。

（特定地域型保育事業者に係る連携施設に関する経過措置）

- 7 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第40条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。